

第 8 章 健 康 学 習

第 1 節 重 点 目 標

1 学校安全

自他の生命を尊重し、安全な行動ができる人間の育成

- (1) 児童生徒等に、事件・事故や地震等の災害からの危険回避能力を身に付けさせるとともに、教職員の指導力の一層の向上を図り、安全学習と安全指導の両面から安全教育の充実に努める。
- (2) 児童生徒等の安全を確保するため、学校の施設・整備等の安全点検、危機管理マニュアルの作成、連絡体制等の整備など、安全管理の充実に努める。
- (3) 学校、家庭、地域及び関係機関・団体との連携を一層推進し、情報の迅速かつ確実な共有及び地域ぐるみの学校安全体制の推進を図る。

2 学校保健

児童生徒等の生涯にわたる健康の保持増進

- (1) すべての教職員が、児童生徒等の心身の健康課題に適切に対応できる能力を養うため、専門家による研修等を実施し、健康教育に対する意識啓発と資質の向上に努める。
- (2) 学校における児童生徒等及び教職員の健康管理の徹底と学校環境衛生の維持・改善を図る。
- (3) 学校、家庭、地域の医療機関及びその他の関係機関との連携を一層推進し、学校保健委員会などの組織活動の活性化に努める。

3 学校給食

学校給食の安全・安心の確保と食育の推進

- (1) 児童生徒が食に関する理解を深め、望ましい食習慣を身に付けるよう、学校における指導体制の整備を図り、学校給食を中心とした食に関する指導の充実に努める。
- (2) 献立の多様化や選択給食の導入、食事環境の改善等を図り、楽しい学校給食をとおして、望ましい人間関係の育成に努める。
- (3) 学校給食の安全・安心を確保するため、給食関係者の意識を高め、食品や施設等の衛生管理を徹底し、食中毒等の防止に努めるとともに、学校給食への地場産物の活用を推進する。

第 2 節 学 校 安 全

1 概 況

本県は早くから学校安全の重要性に着目し、児童生徒の発達段階に応じた安全教育及び安全管理を重点目標に掲げ、その推進を図っているところである。県立学校等の安全担当者を対象とした研究会、研修会、学校安全研究大会等を通じて学校安全の強化に努めている。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター名古屋支所の円滑な運営に協力している。

2 交通安全

(1)平成 23 年度における交通安全教育事業の内容

交通安全指導担当者としての教職員の資質向上を目的として、県立学校の担当者を対象に研修会及び講話を実施した。

(2)表 彰

ア 愛知県交通安全推進協議会表彰

・名古屋市立緑小学校・一宮市立葉栗小学校・蒲郡市立三谷中学校

イ 全国交通安全優良学校表彰

・名古屋市立自由ヶ丘小学校・大口町立大口南小学校

(3)児童生徒の交通事故の実態（名古屋市立を除く公立学校のうち県教育委員会健康学習課報告分）

ア 死亡者（単位：人）

区 分	23 年度
小 学 校	2
中 学 校	4
高等学校全日制	6
高等学校定時制	0
計	12

イ 形態別事故人数

（単位：人）

区 分	被 害	自 損	加 害	計	22 年度
小 学 校	28(2)	1		29(2)	27(2)
中 学 校	17(4)	1	1	19(4)	23(1)
高等学校全日制	23(5)	6	2(1)	31(6)	41(3)
高等学校定時制	6	2	2	10	7
計	74(11)	10	5(1)	89(12)	98(6)
22 年度	84(6)	6	8	98(6)	

（注）（ ）内は死亡者の再掲

ウ 状況別事故人員

（単位：人）

区 分	自 転 車 乗 車 中	歩 行 中	二 輪 車 運 転 中	二 輪 車 同 乗 中	四 輪 車 運 転 中	四 輪 車 同 乗 中	そ の 他	計
小 学 校	11(1)	16				2(1)		29(2)
中 学 校	15(3)	3				1(1)		19(4)
高等学校全日制	22(5)		1	2(1)		5	1	31(6)
高等学校定時制	3		5		2			10
計	51(9)	19	6	2(1)	2	8(2)	1	89(12)
22 年度	53(2)	21(2)	11(1)	1	1	8(1)	3	98(6)

（注）（ ）内は死亡者の再掲

3 独立行政法人日本スポーツ振興センター名古屋支所の活動

独立行政法人日本スポーツ振興センターは、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）に基づいて平成15年10月1日に設立された。学校安全の業務としては、学校安全の普及充実と災害給付等の事業を行っている。

(1)平成23年度の災害共済給付の状況

学 校 種 別	医療費（負傷・疾病）		障 害		死 亡		合 計		
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	
小学校	44,958	184,347,687	2	2,920,000	2	56,000,000	44,962	243,267,687	
中学校	44,283	269,952,009	4	17,140,000	0	0	44,287	287,092,009	
高等学校	全	40,800	354,778,932	16	64,440,000	2	56,000,000	40,818	475,218,932
	定	439	3,905,461	1	6,900,000	0	0	440	10,805,461
	通	9	126,389	0	0	0	0	9	126,389
高 専	229	2,626,366	0	0	0	0	229	2,626,366	
幼稚園	2,611	13,664,247	0	0	0	0	2,611	13,664,247	
保育所	5,449	26,564,367	1	2,100,000	1	28,000,000	5,451	56,664,367	
計	138,778	855,965,458	24	93,500,000	5	140,000,000	138,807	1,089,465,458	

(2)学校安全と普及活動

昭和36年以降、前年度の災害発生状況や給付の実態などを分析し、災害発生原因の追究と災害防止の資料として機関誌を学校、幼稚園、関係団体へ配布している。

4 高校生のための学校安全セミナー

防犯・交通安全に関する体験的な学習を中心としたセミナーを開催した。県内12地区から各コースに県立学校1校ずつが参加した。各校から生徒4人、教員1人が参加した。セミナー受講後はセミナーの参加者が主体となって、各学校においてセミナー内容の普及実践活動を実施した。

5 高大連携高校生防災教育推進事業「高校生防災セミナー」

学校における地震防災対応能力の向上と、将来にわたって地域における防災リーダーとなる人材の育成を図るため、平成16年度より高校生を対象としたセミナーを開催している。平成23年度は名古屋大学と連携して開催し、2年間にわたる活動として実施した。

参加校15校（国立1校、名古屋市立1校、私立1校、県立12校）

- ・名古屋大学教育学部附属高等学校 ・名古屋市立富田高等学校 ・滝高等学校
- ・愛知商業高等学校 ・名古屋西高等学校 ・瀬戸高等学校 ・小牧高等学校
- ・一宮商業高等学校 ・稲沢高等学校 ・半田農業高等学校 ・豊田北高等学校
- ・岡崎北高等学校 ・刈谷高等学校 ・豊橋南高等学校 ・小坂井高等学校

6 学校安全優良校の表彰

学校安全に積極的に取り組み成果を上げている学校を表彰した。

- ・豊田市立山之手こども園 ・江南市立古知野北小学校 ・新城市立鳳来中部小学校
- ・東郷町立東郷中学校 ・西尾市立東部中学校 ・日進高等学校
- ・名古屋市立長須賀小学校 ・名古屋市立矢田中学校

第 3 節 学 校 保 健

1 児童生徒の発育状況（平成 23 年度学校保健統計調査愛知県分集計）

区 分			身 長 (cm)		体 重 (kg)		座 高 (cm)		
			平 均 値	標 準 偏 差	平 均 値	標 準 偏 差	平 均 値	標 準 偏 差	
男 子	幼 稚 園	5 歳	110.4	4.64	18.9	2.54	62.0	2.88	
		6 歳	116.3	4.80	21.0	2.87	64.8	2.76	
	小 学 校	7 歳	122.0	5.29	23.6	3.67	67.6	2.96	
		8 歳	127.6	5.37	26.5	4.97	70.0	3.11	
		9 歳	132.9	5.55	29.6	5.33	72.3	2.92	
		10 歳	138.7	6.34	33.6	7.30	74.9	3.34	
		11 歳	145.0	7.06	37.9	7.82	77.4	3.66	
	中 学 校	12 歳	152.2	7.99	43.7	9.88	81.1	4.56	
		13 歳	159.5	7.84	48.5	10.15	84.8	4.58	
		14 歳	164.7	6.61	53.6	10.24	87.9	3.96	
	高 等 学 校	15 歳	168.3	5.59	58.7	9.84	90.1	3.29	
		16 歳	170.1	5.82	60.7	10.09	91.5	3.07	
		17 歳	171.0	5.83	62.2	9.47	91.9	3.26	
	女 子	幼 稚 園	5 歳	109.3	4.71	18.4	2.45	61.2	2.84
			6 歳	115.8	4.94	20.6	2.87	64.5	2.80
		小 学 校	7 歳	121.7	5.12	23.3	3.55	67.4	2.86
			8 歳	127.3	5.52	26.4	4.74	70.0	3.06
9 歳			132.9	6.34	29.4	5.80	72.4	3.50	
10 歳			139.8	6.93	33.0	6.35	75.6	3.69	
11 歳			146.2	6.66	38.3	8.08	79.2	4.00	
中 学 校		12 歳	151.5	5.80	42.9	7.80	82.1	3.49	
		13 歳	154.6	5.64	46.8	7.88	83.7	3.34	
		14 歳	156.3	5.46	49.7	7.39	85.0	3.13	
高 等 学 校		15 歳	156.7	5.11	51.1	7.31	85.2	3.02	
		16 歳	157.8	5.39	51.6	7.12	85.6	2.84	
		17 歳	157.4	5.46	52.3	7.65	85.7	2.94	

（注 1）年齢は平成 23 年 4 月 1 日現在の満年齢である。

（注 2）標準偏差は、平均値に対し、データの分布の広がり幅（ばらつき）を示す数値の一つであり、平均値を中心とした左右対称の釣り鐘型の分布（正規分布）では、平均値 ± 標準偏差の範囲に全体の 68.3% が含まれ、2 倍の範囲内に 95.5% が含まれる。

2 児童生徒の健康管理

学校保健安全法に基づき、身長、体重及び座高、栄養状態、視力、聴力、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、心電図、尿、寄生虫卵、脊柱側弯、保健調査、HBs 抗原抗体検査について、小・中学校の児童生徒は市町村教育委員会で、県立学校の児童生徒は県教育委員会でそれぞれ検査を実施した。

3 教職員の健康管理

(1) 定期健康診断

学校保健安全法に基づき、小・中学校の教職員については市町村教育委員会で、県立学校教職員については県教育委員会でそれぞれ実施した。

(2) 休職・休職期間延長（更新）・復職審査

ア 休職審査

各種疾病により休職を希望する者から、県教育委員会が指定した必要書類が提出された場合、休職の要否を審査している。

イ 休職期間延長（更新）審査

休職者の期間延長（更新）は、県教育委員会の決定した事後措置によるものとし、必要な資料を提出させ審査している。

ウ 復職審査

休職者の復職は、県教育委員会の決定した事後措置によるものとし、必要な資料を提出させ審査している。

(3) 教職員健康審査会委員

教職員健康審査会委員には、内科・外科・耳鼻咽喉科・眼科・精神科・皮膚科・泌尿器科・整形外科・産婦人科等の専門医 24 人を委嘱している。

(4) メンタルヘルスマネジメント研修会

管理職が教職員のメンタル面における健康課題の援助のため、指導方法・対応の仕方に係る資質の向上を図るための「メンタルヘルスマネジメント研修会」を開催した。

4 学校保健の振興

(1) 学校保健の推進

小学校では、教師の指導と学校・家庭とが一体となった組織活動を通して、健康と安全に対する習慣形成と環境整備に努めた。

中学校では、健康と安全な生活を目指し、保健教育と保健管理の充実を図り、教師・生徒の組織活動を通して学校保健の推進を期した。

高等学校、特別支援学校では、学校保健組織・体制の整備を図るとともに、精神保健管理及び循環器管理並びに安全教育の充実・強化を図った。

(2) 訪問指導

年間計画に基づいて、小・中・高等学校、特別支援学校を対象に訪問指導を実施し、学校経営の実情と学校保健活動の実態を把握して保健行政の参考にするとともに、学校保健に関する諸問題について指導・助言を行った。

(3) 健康推進学校の表彰

ア 平成 23 年度健康推進学校は、小学校 538 校・中学校 222 校の応募があり、書類審査の結果に基づいて実施審査を行い、次のとおり被表彰校を決定した。

平成 23 年度 愛知県健康推進学校表彰校

	小学校	中学校
特別優秀校	稲沢市立領内小学校 あま市立美和東小学校 豊田市立東山小学校 蒲都市立蒲郡西部小学校	南知多町立内海中学校 豊根村立豊根中学校
優秀校	清須市立古城小学校 一宮市立貴船小学校 西尾市立一色南部小学校 豊川市立一宮東部小学校	
特選校	犬山市立城東小学校 東海市立横須賀小学校 碧南市立中央小学校 豊橋市立下地小学校 名古屋市立伝馬小学校	一宮市立千秋中学校 岡崎市立河合中学校 名古屋市立原中学校

上記の表彰は、平成 23 年 10 月 18 日（火）、中電ホールで行われた愛知県学校保健研究大会の席で行った。

5 養護教諭の配置状況

各学校で児童生徒の健康管理をしている養護教諭の配置状況は次のとおりである。

なお、平成 23 年度は 186 校において複数配置が実施されている。

(23.4.1 現在)

学校種別			学校数 (校)	養護教諭配置状況			
				1人配置校(校)	2人配置校(校)	養護教諭数(人)	
公立 小・中 学校等 (国・私立 高専を除く)	小学校	本校	714	673	41	755	
		分校	3	2	0	2	
	中学校	本校	302	263	39	341	
		分校	2	1	0	1	
県立 学校	高等学校	全日制	本校	146	64	82	228
			校舎	1	1	0	1
		定時制	29	29	0	29	
	通信制(併設含む)		2	0	0	0	
	特別支援学校	本校	25	1	24	49	
		校舎	2	2	0	2	
合計			1,226	1,036	186	1,408	

第 4 節 学 校 環 境

1 環境衛生対策

学校の環境衛生については、学校保健安全法(昭和 33 年法律第 56 号、法改正により平成 21 年 4 月 1 日付けで「学校保健法」から題名が改正)に規定する学校環境衛生基準に基づき、毎学年定期に環境衛生検査を実施し、学校の適切な環境の維持に努めるとともに、日常的な点検も併せて行うことにより、環境衛生の維持又は改善を図ることを指導した。

県立学校に対して、次の項目について環境衛生検査を実施させ、適切な維持管理等について指導を行った。

【検査項目】

毎学年 2 回：教室等の空気(温度、相対湿度、換気(二酸化炭素)、浮遊粉じん、気流)、照度、雑用水

毎学年 1 回：揮発性有機化合物(シックハウスの原因となるホルムアルデヒド及びトルエン)、ダニ又はダニアレルゲン、騒音レベル、飲料水、水泳プール(使用日の積算が 30 日以内ごとに 1 回)、ネズミ・衛生害虫等

第 5 節 学 校 給 食

1 学校給食の現況

学校給食は、義務教育諸学校をはじめ夜間定時制高等学校、特別支援学校において「学校給食法」及び関係法により、児童生徒を対象に実施されている。

(1) 学校給食実施状況

学校給食実施状況は、次のとおりである。

学 校 給 食 実 施 状 況 (23.10.1 現在)

区 分	小 学 校		中 学 校		高等学校(定時)		特別支援学校		計		
	学校数 (校)	児童数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学校数 (校)	児童生徒数(人)	学校数 (校)	児童生徒数(人)	
総数	979	428,882	414	208,222	30	3,382	33	6,687	1,456	647,173	
完全給食	実施数	979	428,422	414	177,947	30	3,164	33	6,326	1,456	615,859
	実施率(%)	(100)	(99.9)	(100)	(85.5)	(100)	(93.6)	(100)	(94.6)	(100)	(95.2)
ミルク給食	実施数			29,222							29,222
	実施率(%)			(14.0)							(4.5)
計	実施数	979	428,422	414	207,169	30	3,164	33	6,326	1,456	645,081
	実施率(%)	(100)	(99.9)	(100)	(99.5)	(100)	(93.6)	(100)	(94.6)	(100)	(99.7)

(注1) 学校数は、分校も1校としてある。

(注2) 国立及び私立学校は、この表から除外してある。

(注3) ミルク給食は、スクールランチ実施校における牛乳のみの生徒数であり、学校数は完全給食に含まれる。

完 全 給 食 実 施 形 態 (23.5.1 現在)

区 分	小 学 校		中 学 校		高等学校(定時)		特別支援学校		計		
	学校数 (校)	児童数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学校数 (校)	児童生徒数(人)	学校数 (校)	児童生徒数(人)	
総数	979	428,882	414	208,222	30	3,382	33	6,687	1,456	647,173	
単独調理方式	実施数	410	170,930	157	71,604	30	3,382	33	6,687	630	252,603
	実施率(%)	(41.9)	(39.9)	(37.9)	(34.4)	(100)	(100)	(100)	(100)	(43.3)	(39.0)
共同調理方式	実施数	569	257,952	257	136,618					826	394,570
	実施率(%)	(58.1)	(60.1)	(62.1)	(65.6)					(56.7)	(61.0)

(2) 栄養教諭・学校栄養職員の配置状況

学校給食の衛生・栄養管理と調理員の指導等、給食の管理・運営面の充実を図るため、昭和49年6月22日「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の改正により、学校栄養職員は、県費負担教職員に位置づけられ、以後定数配置について整備を図ってきた。

また、平成16年5月に学校教育法等が改正されたことにより、子どもの食育を担う栄養教諭制度が創設され、平成17年4月から配置可能となった。

栄 養 教 諭 ・ 学 校 栄 養 職 員 配 置 状 況 (単 位 : 人) (23.10.1 現在)

区 分	小 学 校	中 学 校	共同調理場	夜間定時制高校 特別支援学校	教育委員会等	計	
学校栄養職員	総数	150	19	109	27	6	311
	うち給与負担法対象職員数	144	14	109	27	-	294
栄養教諭	38	14	77	9	1	139	

(3)米飯給食実施状況

昭和51年2月10日学校給食法施行規則の一部が改正されて、米飯が位置づけられた。県は学校給食合理化研究調査会議の意見を踏まえ、食事内容の多様化を図り、栄養を配慮した米飯の正しい食習慣を身につけさせる見地から教育上有意義であるので、その普及を図ることとし、市町村に対し週3回程度の米飯給食を実施するように指導している。

なお、昭和55年7月以降、完全給食を行っている全小・中学校が米飯給食を実施するに至った。

米飯給食実施状況(完全給食実施分) (23.10.1現在)

区 分	小 学 校		中 学 校		高等学校(定時)		特別支援学校		計		
	学校数 (校)	児童数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学校数 (校)	児童生徒数(人)	学校数 (校)	児童生徒数(人)	
総数	979	428,882	414	208,222	30	3,382	33	6,687	1,456	647,173	
自校 (共同調理場) 炊飯	実施数	86	19,016	38	12,740	27	2,755	10	1,718	161	36,229
	実施率(%)	(8.8)	(4.4)	(9.2)	(6.1)	(90.0)	(81.5)	(30.3)	(25.7)	(11.1)	(5.6)
委託炊飯	実施数	893	409,406	376	165,207	3	409	23	4,608	1,295	579,630
	実施率(%)	(91.2)	(95.5)	(90.8)	(79.3)	(10.0)	(12.1)	(69.7)	(68.9)	(88.9)	(89.6)
計	実施数	979	428,422	414	177,947	30	3,164	33	6,326	1,456	615,859
	実施率(%)	(100)	(99.9)	(100)	(85.5)	(100)	(93.6)	(100)	(94.6)	(100)	(95.2)

米飯給食回数別実施状況(完全給食実施分) (23.10.1現在)

区 分	小 学 校		中 学 校		高等学校(定時)		特別支援学校		計	
	学校数 (校)	児童数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学校数 (校)	生徒数 (人)	学校数 (校)	児童生徒数(人)	学校数 (校)	児童生徒数(人)
週5回以上	21	5,373	14	2,955	5	478			40	8,806
週4回	211	98,197	205	72,903	24	2,588	6	930	446	174,618
週3.5回	520	228,725	104	55,497	1	98	14	3,065	639	287,385
週3回	227	96,127	91	46,592			13	2,331	331	145,050
計	979	428,422	414	177,947	30	3,164	33	6,326	1,456	615,859

2 学校給食の管理と指導

(1) 栄養管理

学校給食における学校給食摂取基準については、文部科学省が平成 21 年 4 月 1 日に次のように改訂している。

児童又は生徒一人一回当たりの学校給食摂取基準

区分 年齢(歳)	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g) 範囲*1	脂質 (%)	ナトリウム (食塩相当量) (g)	カルシウム (mg) 目標値*2	鉄 (mg)	ビタミ ン				食物繊維 (g)	
							A(μgRE) 範囲*1	B1(mg)	B2(mg)	C(mg)		
児童	6-7	560	16	学校給食 による取 り全体の 25%-30%	2未満	300	3	130	0.4	0.4	20	5.5
			10-25			320		130-390				
	8-9	660	20		2.5未満	350	3	140	0.4	0.5	23	6.0
			13-28			380		140-420				
	10-11	770	25		3未満	400	4	170	0.5	0.5	26	6.5
			17-30			480		170-510				
生徒	12-14	850	28	3未満	420	4	210	0.6	0.6	33	7.5	
			19-35		470		210-630					

(注 1) 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについてもそれぞれ示した摂取について配慮すること。

マグネシウム：児童（6歳～7歳）70mg、（8歳～9歳）80mg、（10歳～11歳）110mg、

生徒（12歳～14歳）140mg

亜鉛：児童（6歳～7歳）2mg、（8歳～9歳）2mg、（10歳～11歳）3mg、

生徒（12歳～14歳）3mg

(注 2) この摂取基準は、全国的な平均値を示したものであるから、適用に当たっては、個々の健康及び生活活動等の実態並びに地域の実情等に十分配慮し、弾力的に運用すること。

* 1 範囲：示した値の内に納めることが望ましい範囲

* 2 目標値：摂取することがより望ましい値

なお、児童生徒の栄養摂取状況（平 23 年 11 月栄養報告書）は次のとおりである。

児童生徒の栄養摂取状況（平成 23 年 11 月栄養報告書）

区分	エネルギー (kcal)	たんぱく質 (g)	脂肪摂取 エネルギー比 (%)	カルシウム (mg)	鉄 (mg)	ビタミ ン				食物繊維 (g)	
						A(μg)	B1(mg)	B2(mg)	C(mg)		
小学校	基準量	660	20.0	25～30	350	3	140	0.40	0.50	23	6.0
	摂取量	629	25.2	28.4	342	2.5	247	0.56	0.56	34	4.3
	率(%)	(95)	(126)	(-)	(98)	(98)	(177)	(140)	(110)	(148)	(72)
中学校	基準量	850	28.0	25～30	420	4	210	0.60	0.60	33	7.5
	摂取量	804	29.9	27.2	389	3.6	276	0.94	0.66	34	5.7
	率(%)	(95)	(107)	(-)	(93)	(89)	(131)	(157)	(110)	(103)	(76)

(注) 表中、ビタミンの率(%)は、調理による損耗を差し引いた数値に対する率である。

(2) 衛生管理

県健康福祉部の協力を得て、学校給食共同調理場の衛生管理の徹底を図るとともに、各学校における衛生管理についても学校薬剤師の協力を得て徹底を図った。

(3) 学校給食の指導及び研修

学校給食は、児童生徒が食に関して総合的に学習する場であり、会食を通じて一緒に食事をする楽しさや社会性を養う場である。また、健康で充実した生活を送ることができるように、バランスのよい食事のとり方や、食品衛生に関する事柄について体験的な学習をする場とする。

- ・栄養バランスを考えさせる。
- ・マナーを身に付けさせる。
- ・心和む給食の時間とする。
- ・個にあった指導をする。

これらの目標を達成するため、学級担任と栄養教諭が連携をもちながら指導を行うとともに、研究委託校の研究発表や各種研修会への参加を通して給食関係者の資質の向上を図った。

また、学校における食に関する指導体制の整備を図るため、「食に関する指導者養成講座」を開催した。

(4) 学校給食に関する表彰

学校給食充実のため、優良と認められた次表の学校、パン工場等を県教育委員会・県学校給食会が表彰した。

学校給食優良学校等	名古屋市立道德小学校
	瀬戸市立西陵小学校
	西尾市立東幡豆小学校
	扶桑町立扶桑中学校
	田原市立田原中学校
	あま市立美和学校給食センター
褒賞工場	パン工場 1
	炊飯工場 1
	牛乳工場 1

(5) 平成 23 年度学校施設環境改善交付金（学校給食施設整備事業）交付状況

学校施設環境改善交付金については、学校 3 校、共同調理場 3 施設へ 227,227 千円が交付された。

3 学校給食用物資関係

(1) 学校給食用物資

ア 学校給食用物資のうち関税の免税措置がとられている脱脂粉乳は、県学校給食会が学校給食用脱脂粉乳の供給実施主体である財団法人学校給食改善協会から買い受けて、パン委託加工工場や学校給食実施校に供給している。

イ 学校給食用米穀は、県学校給食会が県経済連から愛知県産米を買い受けており、精米あるいは米飯委託炊飯工場からの米飯により学校給食実施校に供給している。

ウ 学校給食用パン及びソフトスパゲティ式めんには、愛知県産小麦粉を 20% 使用した小麦粉を使用しており、それぞれパン及びめん委託加工工場から学校給食実施校に供給している。

また、県内産 100% 小麦粉や米粉を使用したパンの取り扱いも行っている。

エ 学校給食用牛乳は、牛乳工場から給食実施校に供給されており、代金清算業務を県学校給食会が行っている。

オ 県立学校で使用されている食品・食器等について安全を確保するため、愛知県学校給食会へ検査を委託した。なお、委託した検査は、延べ 173 件で、食品衛生法（規格基準）に適合しないものはなかった。

検査実施件数

区 分	実 施 件 数	食 品 衛 生 法 (規 格 基 準) 不 適 件 数
定 量 検 査	15	0
ガスクロ(ECD)による検査	56	0
0157及び026検査	102	0
計	173	0

(2) 委託加工工場

ア 県教育委員会が定めた委託加工工場選定基準に基づき、審査委員会を開催し、県学校給食会が指定する。

イ 平成 23 年度末現在の委託加工工場は、次のとおりである。

- ・ パ ン 24 工場
- ・ 炊 飯 29 工場
- ・ ソフトスパゲティ式めん 21 工場

(3)財団法人愛知県学校給食会（豊明市阿野町惣作 87 番地の 1）

昭和 24 年県学校給食連盟の創立から財団法人化を経て現在に至るまで、県内一円の学校給食用物資を適正かつ円滑に供給するため、物資の仕入れ、保管及び輸送を行い、併せて学校給食の普及充実の推進のために諸事業を行っている。

その間、昭和 49 年には県学校給食総合センターを整備し、その機能を活用して学校給食用物資の安全確保と安定供給に努めている。

ア 学校給食用物資取扱状況

物 資 名	数 量	金 額
学 校 パ ン	22,531,561 食	1,124,616 千円
米 飯	79,015,505 食	4,010,054 千円
め ん 類	9,994,459 食	499,846 千円
米 穀 類	234,740 kg	75,806 千円
牛 乳	121,944,244 本	5,347,247 千円
冷 凍 食 品	1,541,033 kg	1,321,374 千円
乳 製 品	238,673 kg	81,721 千円
そ の 他	803,606 kg	415,527 千円
計		12,906,191 千円

イ 役 員（23.6.1 現在）

- ・ 理 事 25 人 うち会長 今井秀明
副会長 長崎栄一
理事長 長谷川純一
- ・ 監 事 3 人
- ・ 評 議 員 51 人

ウ 事 業

学校給食用物資の供給事業のほか、次の諸事業を行っている。

- (ア)基本物資を始め学校給食用物資の検査を行い、安全供給に努めている。検査技師は 6 人で、県教育委員会の委託検査のほか自主検査・依頼検査を行っている。
- (イ)学校給食の多様化と地産地消の推進に伴い、冷凍食品を始めとする物資の研究開発を図るとともに、県内産農産物の学校給食への利用に積極的に取り組んでいる。
- (ウ)学校給食関係職員の技術講習を始め各種の研修を県教育委員会及び県学校給食センター連絡協議会等と共催し、あるいは自主的な研修計画を実施している。